

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ ป.1/2548
เรื่อง กำหนดเวลาการนำเข้าเครื่องจักร และการเปิดดำเนินการ

(非公式翻訳)
投資奨励委員会事務局告示
第 Por.1/2548 号
件名: 機械の輸入期間および事業開始の規定

被奨励事業の機械輸入期間の規定および事業開始の許可の検討するに關して、それに適応性および明確性を持たせるため、

仏曆 2520 年投資奨励法第 13 条および第 16 条の権限により、投資委員会より権限の委譲を受けた事務局は、仏曆 2545 年(2002 年)8 月 22 日付事務局告示 第 Por.3/2545 号、件名:機械の輸入および事業開始期間の規定および仏曆 2546 年(2003 年)4 月 9 日付事務局告示第 Por. 9/2546 号、件名 :機械の輸入期間の規定を廢止し、以下を新たに告示、發布する。

第 1 項 事務局は、事業開始の条件を規定する代わりに、被奨励者に対して、奨励證書の發給日より、6 ヶ月、12 ヶ月および 24 ヶ月の規定を満了した時にプロジェクトの事業進捗報告を提出させる文書を通知する。また、事務局は、2 回の連絡に渡り文書を提出した時に、被奨励者が、プロジェクトの実施および進捗状況を確認する文書を提出しない場合には、奨励證書によるプロジェクトの停止を行なう。

第 2 項 機械輸入期間の規定

- 2.1 奨励認可前に遡っての機械輸入期間延長申請に關しては奨励申請日より機械輸入の恩典を付与する。
- 2.2 奨励證書の發給日より 30 ヶ月の期間を各プロジェクトの機械輸入期間と定める。
- 2.3 この 2.2 項の原則は、投資金額(土地代および運転資金を除く)5 億バーツ以上のプロジェクト、および投資委員会が特例として機械輸入期間を定めたプロジェクトあるいは特定業種に対しては、適用しない

第3項 事業開始時期の規定

機械輸入期間満了となった日より、6ヶ月の期間を各プロジェクトの事業開始期間条件として規定する。

第4項 機械輸入および事業開始の期間延長は、以下の原則を使用すること。

- 4.1 機械輸入期間の延長に関して、奨励証書に記載している期間の延長は、1回毎に1年を超えないものとし、最大3年間まで延長可能とし且つ機械の輸入期間満了と規定する日より、更に6ヶ月の期間からなる事業開始時期の延長が認められる。
- 4.2 第4.1項による機械輸入期間の延長に関して、被奨励者が、投資委員会事務局の告示第Por.3/2545号に基づく機械輸入期間の権利を行使した場合には、期間延長をすでに受けた合計回数は、第4.1項と合計して計算する。
- 4.3 事業開始のみの期間延長の場合には、1回のみ1年を超えない期間延長が認められる。

第5項 研究開発、公害汚染防止のために必要とされる機械は、奨励期間中いつでも輸入できる。

第6項 本告示を実施するに際して問題があるかまたは事務局長が妥当と見なした場合には、検討のためにプロジェクト検討小委員会に提示させるものとする。

告示日 仏暦 2548 年 1 月 18 日

サーティット・シリランカマーノン
投資委員会事務局長